

平成17年（2005）旭市議会第1回臨時会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成17年7月8日（金曜日）午前10時開議

第 1 質疑、討論、採決

第 2 閉 会

本日の会議に付した事件

日程第 1 質疑、討論、採決

追 加 日 程 閉会中の所管事務調査申出書の件

日程第 2 閉 会

出席議員（69名）

1 番	角 崎 浩 一 君	2 番	日 向 一 晴 君
3 番	伊 藤 房 代 君	4 番	越 川 芳 男 君
5 番	林 七 巳 君	6 番	山 田 芳 邦 君
7 番	向 後 悦 世 君	8 番	景 山 岩三郎 君
9 番	高 野 宇一郎 君	10 番	高 木 寛 君
11 番	石 毛 昭 夫 君	12 番	長谷川 喜代司 君
13 番	鶴 谷 富士男 君	14 番	滑 川 公 英 君
15 番	嶋 田 哲 純 君	16 番	安 藤 政 平 君
17 番	内 田 芳 助 君	18 番	佐 藤 章 吾 君
19 番	宮 内 真 二 君	20 番	柴 田 徹 也 君
21 番	木 内 欽 市 君	22 番	佐 藤 芳 民 君
23 番	浪 川 光 平 君	24 番	伊知地 直 君
25 番	佐久間 茂 樹 君	26 番	大久保 源 一 君
27 番	日 下 昭 治 君	28 番	平 野 浩 君
29 番	齊 藤 勝 昭 君	30 番	林 俊 介 君
31 番	明 智 忠 直 君	32 番	林 一 雄 君

33番	小倉輝行君	34番	菅谷源兵衛君
35番	藤田昌功君	37番	相澤多喜壽君
38番	加瀬義夫君	39番	木内兵衛君
40番	大極博君	41番	向後保夫君
42番	高木武雄君	43番	嶋田茂樹君
44番	石毛忠雄君	45番	岩崎好治君
46番	成毛秀夫君	47番	島田壽雄君
48番	向後忠昭君	49番	佐藤文雄君
50番	久須美佐内君	51番	向後和夫君
52番	高橋利彦君	53番	嶋田正治君
54番	江波戸邦夫君	55番	在田榮治君
56番	高橋敬君	57番	菅佐原滋之君
58番	木内茂君	59番	林正一郎君
60番	菱木勘兵衛君	61番	鈴木正道君
62番	羽田清太郎君	63番	伊藤清昌君
64番	阿部一成君	65番	神子功君
66番	松木源太郎君	67番	金杉佐久治君
68番	伊藤鐵君	69番	林一哉君
70番	加瀬実君		

欠席議員（1名）

36番 常世田 昭一 君

説明のため出席した者

市職務執行者	穴澤清君	教 育 長	加瀬武彦君
病院事業管理者	村上信乃君	病院事務部長	今井和夫君
総務課長	増田雅男君	新市行政推進室長	加瀬博夫君
秘書広報課長	平野哲也君	企画課長	加瀬正彦君
財政課長	高埜英俊君	税務課長	江ヶ崎純敏君

市 民 課 長	小長谷 博 君	環 境 課 長	堀 川 茂 博 君
保険年金課長	増 田 富 雄 君	健康管理課長	浪 川 敏 夫 君
社会福祉課長	林 久 男 君	高 齢 者 課 長	横 山 秀 喜 君
商工観光課長	小 田 雄 治 君	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫 君
建 設 課 長	米 本 壽 一 君	都市整備課長	島 田 和 幸 君
下 水 道 課 長	山 崎 健 次 君	海上支所長	木 内 孫兵衛 君
飯 岡 支 所 長	佐久間 俊 雄 君	干 潟 支 所 長	木 内 國 利 君
会 計 課 長	遠 藤 純 夫 君	消 防 長	佐 藤 眞 一 君
水 道 課 長	宮 本 英 一 君	庶 務 課 長	在 田 豊 君
学校教育課長	多 田 清 司 君	生涯学習課長	神 原 房 雄 君
農 業 委 員 会 長	野 口 德 和 君	飯岡荘支配人	野 口 國 男 君
農 務 局 長 課 幹	飯 野 孝 夫 君		
病 院 医 事 課 幹			

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事務局次長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 田 裕 紀 子	主 任 主 事	飯 笹 浩 一
主 事	山 崎 香 里		

開議 午前10時 0分

○議長（林 正一郎君） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報に掲載するため、この後、広報担当職員が本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、暑い時期でございますので、上着は脱いでいただいても構いませんので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

ただいまの出席議員は69名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 質疑、討論、採決

○議長（林 正一郎君） 日程第1、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第4号までの4議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

菱木勘兵エ議員。

○60番（菱木勘兵エ君） 60番、菱木勘兵エ。

先日の協議会で、旭中央病院の事業企業職員の給与の種類及び基準についての中で、病院職員と市長部局、要するに本庁の方の職員の給料の比較についてお尋ねしたいんですけども、まずその1点をお尋ねいたします。

○議長（林 正一郎君） 病院事業管理者、お願いいたします。

○病院事業管理者（村上信乃君） 我が病院は、国家公務員の給与ベースをとっております。

市の職員は、多分県に準じた市のベースをとっているんだと思います。そこに差が出ていることは確かでございます。

○議長（林 正一郎君） 菱木勘兵エ議員。

○60番（菱木勘兵エ君） ただいま病院事業管理者の方からの説明だと、結局国家公務員に準じ、あるいは県の給与、各市の方の給与の関係に準じているというようなお答えでいいですかね。

そうしますと、私の調査の中では、それでいてどういうわけでこの差額が出てきているかということが、私のお尋ねしたい一番重要なところなんですけれども、その差額についての理由と、それから、その差額がついている今後の対策についての考え方をお願いしたいんですけれど。

○議長（林 正一郎君） 再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫君） お答えをいたします。

差が生じている理由ということでございますけれども、給与表そのものは、今、説明がございましたように、国家公務員の給与表を使っていること、それから、市長部局の方では県の職員に準じた形ということで給与表が違いますけれども、大きく差が出てくる理由というのは、職員構成が違うということ、役職の構成が違うということ、こういうことが大きな理由でございます。

それから、今後の対策ということでございますけれども、これだけ大規模な病院でございますので、しかも地方公営企業法全部適用という形で運営しておりますので、一つに効率性ということを考えなくてはいけないということ、それから、公営企業であるということで常に経営状況を意識しなくてはいけないという、これは運命的なものでございますけれども、そういう形でございますので、基本的に市長部局と異なるということは、そういう面があるということはやむを得ないことであるというふうに考えておりますけれども、現状では、直ちに見直しをするということにつきましては、もろもろの財源の問題がございまして大変難しいと思われましても、今後につきましては、例えば診療報酬の改定であるとか、国家公務員の制度の改定の状況であるとか、そういったことを踏まえまして慎重に検討すべき課題であるというふうに認識をいたしております。

○議長（林 正一郎君） 菱木勘兵エ議員。

○60番（菱木勘兵エ君） 私は、皆さんが言っている意味はごもっともだと思いますけれども、中央病院として要するに事務職の方々が450人、ここにある数字だと出ていますけれども、この450人の中を分析しますと、どういうわけか1号から3号の中に450人中80%くらい

いるんですよ。それがこの給与の進級、中央病院規定の中に給与の進級していく条例はできているんですか。その条例の中、当然あると思うんですけども、その進級のペースが、私も銚子市役所あるいは飯岡町の総務課の方から飯岡町の給与の状況を見たんですよ。そして、やっぱりどうも中央病院さんのやっている初任給からだんだん上がっていきます年数が、本庁の方あるいは今の飯岡支所の方ですか、支所の方の今までやってきた給与の基準、進級ペース、これが中央病院は450人中3号ペースの中に大半がいるということは、年数に応じて、だいたい旭市の中を調べますと、旭市は4年に一遍くらいずつ1級から2級にいくとかいう速度ですね。それが4年に一遍くらいのペースだと思うんですけども、中央病院さんの方では、私はまだ具体的にチェックがちょっと足りないところがあるんですけども、その進級ペースが、どうも国家公務員の給与に準ずると言っておきながら人件費に対する経営のプラス・マイナスに、常に人件費をあまり頭に置き過ぎて、皆さんまじめに働いている一般の人の事務員の給与を、本庁あるいは支所の過去においての給与進級ペースが乱れてはいないかというような気がするんですけど。これは皆さん勤めているから、勤め人の、ましてここにいる中央病院の職員の方々は幹部生ですから、自分の個人の身分を主張するがために中央病院の経営を圧迫するようなことは私は言えないというような根本的な弱さがやっぱりあるんじゃないかと私は思っているんです。

一番大事なことは、確かに企業ですから、今後も企業ですから、院長も大変苦勞なさと思うんです、プラス・マイナスに関しては。皆さんが一生懸命やっているにもかかわらず何でもこんなに経営が応じなくなっているんだとか、いろいろなことで先生はお疲れするほど苦勞していると思うのは分かります。

しかし、旭市がこれで一本になりまして、これを機会に各部署部署で合理化を図ることは、合併についての一番の問題でありました。私は、今までは今までとしてそういう考え方をとってきたということは、ましてこのトップにいる先生方に関しては頭が下がります。

しかし……。

○議長（林 正一郎君） 菱木議員、議案質疑ですので簡潔にお願いします。

（「聞いていることが全然分からないよ」の声あり）

○60番（菱木勘兵衛君） 私、ちょっと肝心なことを言いたいためにそうになりましたけれども、ごめんなさい。

では、はっきり言いますけれども、今後の方針として合理化しながらやっていくためには、皆さんの差が出ないようにするためにどのような処置をお考えですか、その一言をお願いします。

ます。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫君） お答えを申し上げます。

今、ご質問の中で、事務職員450名ということでございますけれども、そのうち実際問題として、いわゆる私どもの事務部に所属しております職員は95名でございまして、その差につきましては、その他のいろいろな病院の中のほかの職種の方でございます。

したがいまして、一概に市の市長部局の職員とその他の事務部以外の職員の方々を比較するというのは、ちょっと非常に困難な面がございます。

それから、進級の基準はどうかというお尋ねでございますけれども、進級といいますかそういう級別の資格につきましては、級別の資格基準表というものがございます。私ども病院では、2級職を3年、3級職を6年というような基準でございます。

それから、今後ということでございますけれども、これは繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたような国の制度改革の動向をよく見きわめて考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（林 正一郎君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（村上信乃君） 総体的なことで申し上げますと、初めから申しますと、先ほど申し上げましたように、国家公務員の給与をとっておりますので市の職員と差があると、特に事務職員はあるということは私ども認識しておりまして、この合併の問題が起こったときに、じゃあどうすべきかということでシミュレーションをしました。

しかし、事務職員に関しては旭市と比較できますけれども、ほかの病院のいろいろな職はありませんので、試みに八日市場市の市民病院の給与と比較してみますと、現在より10億円以上の出費が多くなります。当時、計算しますと10億円の黒字でしたので、ちょうど赤字になってしまうという額になります。実際は、私どものこういう自治体病院は、構成市町村から繰り入れ基準というのがありまして、本来お金を出してもらうことになっているわけですが、一切それはもらわない、国からの交付税だけでやっているという形で経営しておりますので、今後もそういくべきだと思いましたので、この問題は、それでいったのでは無理であろうと。市の方から、新しい市が出していただけるならばそういう形もとれるけれども、もらう申請以外お金は一切いただかないという趣旨でまいつている、交付税はいただ

いております。そういう形でおりましたので、これはしばらくは無理だろうと。

先ほど事務部長が申し上げましたように、いろいろな諸般の事情で改正がありましたら、当然市に近づけたいと思っております。

それから、参考のために申し上げますけれども、我が病院の給料は、確かに自治体病院の中では低い方でございますけれども、国立病院、それから日本赤十字病院、済生会病院から見れば高いので、それから、民間病院は我が病院より医師は高いですけれども、それ以外の職種は我が病院よりはるかに低い。ですから、私どもの病院の給与が安いからということで職員に士気が衰えているというふうには私は理解しておりません。

しかし、議員が心配していただくように、我が病院が一致してすべては患者さんのためという姿勢で動くためには士気が衰えることは許されませんので、なるべくそういう方向に、諸般の事情に応じて持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 菱木勘兵衛議員の質疑を終わります。

続いて、藤田昌功議員。

○35番（藤田昌功君） 3点ほど伺いたいと思います。

まず、条例第16号の関係、定数条例の関係ですけれども、定数条例によりますと、市長部局の新しい定数は759ということになるようです。旧1市3町の市長、町長部局を合計しますと829名ということ、つまり70名の過員ということになっているわけですが、この現在の過員の数、これは定数上の現数ということですが、現在の実際の過員は何名か、それを教えてください。

そして、その解消の方途、何年かけて解消するのか、あるいは何らかの形で職種の転換をするとか、そういったようなことでもって解消していくのか、その方途を教えてください。

それから、34号、職員の給与条例です。これは、合併前は行Ⅰ以外の給料表を適用している自治体があったわけですが、これは当然、今回、行Ⅰに全部統一したはずですが、その場合、それなりに格付をしなきゃいけなかったわけだけども、それについてどういうように処理をしたのか。これ一つは、各市町によって上位等級への昇級の方の必要年数がそれぞれ異なっているわけですね。今、たまたま病院の問題も出ましたけれども、似たように、例えば旭市の場合には、5級まではいわゆる自動昇格していくということだけれども、他の町では3級までしかそれをさせないというような状況があります。そうしますと、当然そこには現3級の者あるいは4級等の者について格差が生じているはずなんですけれども、それ

らをどのように調整をしたのか。

それと併せて、先ほど言いました他の給料表、特に行Ⅱ関係ですけれども、行Ⅱから行Ⅰに移した場合、最初の段階では、一般的に言えば行Ⅱの方が昇給間差が広いという傾向があります。したがって、これは当然新しいところに直した場合に減額されてしまう可能性があるんですけども、それは実態としてなかったのかどうか。

それから、これは話に聞いたんですが、旭市役所の職員組合と、それから干潟町の職員組合から連名で待遇改善についての要望書が出されたと聞いています。そのうち給与に関してどのような要望が出たのか、それに対してどういう回答を当局が行ったのか、これを教えてください。

それから、60号と119号の関係、法定外公共物の関係ですけれども、もう4年前になりますか、4年前から国から徐々に譲与をされています。もうこの譲与は終わったはずですけども、1市3町で全体で何件の譲与が行われたのか。そのうち、これが明確にその区画等が確定をしているところ、大部分は率直に言いましてあるということで受け取っていますけれども、どこにあるのかというのはほとんど確定されていないはずですよ。したがって、民地の中に落ち込んでいるとか道路の一部になっている、あるいは水路の一部になっているということがあるわけですが、これを何件について確定ができたか。それに併せて60号の問題になりますけれども、その確定したもののうち使用料を徴収するに該当したものは何件か、それを教えてください。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男君） それでは、初めに、条例番号第16号の定数の関係についてお答えします。

先ほど旧1市3町の市長事務部局の職員定数が829人と、それで今回の条例の定数は759人と、この差額の人たち、余った人間はどうしたんですかと、こういうことでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（増田雅男君） 旧1市3町の定数は、先ほど829人だと申し上げました。その時の実数ですが、実数は691人でした。それと今回の定数条例にございます定数759人、これに対しまして、実数は719人でございます。したがって、過員とはなっておりません。

それと、2点目の給料表の統合の関係でございますが、給料表につきましては、1市3町

ともに県の給料表を基に作成したものであります。これにより、旭市の給料表の9級までを使用し、3町については、同じく県の給料表の9級までを複合して8級としていたものです。

新市においては、旭市の9級制を採用することから、この給料表に適用させて張り付けを行いました。これにより、旭市は旧旭市のままの級号給に張り付けとなり、3町につきましては、8級の課長と主幹は新市の9級の対応給料額の号給へと、それと7級は8級の対応額の号給へ、6級は7級の対応額の号給へというように張り付けをしました。以下5級から下も同じでございます。

なお、基本となる給料表が県の給料表と同じであるために、給料額には差が出ておりません。

それから、職員組合の連名による要望書のご関係でございますが、平成15年、2003年に組合から提出されました要求につきましては、旭市、干潟町それぞれで対応したものであり、干潟町が最終的にどのように回答したかは明確ではございません。

旭市について申し上げますと、職員組合から要望の内容については聞き取りの場を設けた経過がございます。この中で、既に旭市においては、給料表、初任給基準等々で既に対応済みの項目が幾つかありました。未実施の項目についても、要望内容が具体的に明示されていない項目がありましたので、合併時に検討するための資料を提出してくれるよう組合に対して依頼をしました。が、結果として具体的な資料の提出はなされず、文書での回答は行っておりません。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 建設課長。

○建設課長（米本壽一君） 法定外公共物関連のご質問3点についてお答えいたします。

まず1点目ですけれども、国から譲与された法定外公共物の件数でございます。2万3,460件でございます。その内訳を申しますと、道路が1万3,360件、水路が1万100件でございます。

それから、2点目のご質問ですけれども、確定件数でございますけれども、これは今年の6月末現在、占用許可を出している件数ということでお答えしたいと思います。673件でございます。

それから、3点目の使用料該当件数ということでございましたけれども、これも占用料を徴収している件数ということでお答えしたいと思います。363件でございます。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 藤田昌功議員、どうぞ。

○35番（藤田昌功君） 一つ一つですけれども、これ私ちょっと数え違えたんでしょうかね、最初の16号の定数条例の問題ですが、これは町長部局の数が691人ですか、それが現実には719人いるということで今お答えいただいたみたいですね、よく分からなかったんですけども、こんなに少なかったかしら、本当に。これはちょっと後でもう一遍数字を当たってみましょう。

それから、34号の問題、だいたい見当がつかしました。ただ、私が聞きたいのはむしろ下の方の級なので、例えば今のお話でいくと、1級に該当するものは2級に上げたということになったっちゃうんですかね、順番に繰り上がっていくということになると。そうなんですか。そうはならないで、下の方はむしろ現在ある昇級昇格の基準表に従って動いているんじゃないかと思うんですけども、そうだとすると、1市3町は違うわけですね、それぞれ運用が違っていただけですけども、それをどのように調整したのか、そこが知りたいわけです。

それから、改善要望書なんですけれども、これの具体的な要求は出なかったみたいだけでも、例えば公平審査みたいな形で問題があったものはありませんか、それだけ教えてください。運用のね、例えば給与の関係でもって不利益を被っているとかいうような形の、そういう不服が出た、その部分が無いかどうか、それを教えてください。

それから、道路の問題は分かりました。ただ、確定できた部分と、それから使用料該当等が相当差があるんですけども、これはなぜなのか、そこだけ教えてください。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男君） それでは、1点目の実職員数719人、この内訳ですが、市長事務部局が581人、それから議会事務局が9人、それから監査委員事務局が4人、教育委員会事務局が100人、農業委員会事務局が6人、水道企業が19人、それで選挙管理委員会は兼務になっておりますので、それで719人と、こういう数字になります。

それから、2点目の給与の統合の関係でございますが、旭市につきましては、9級だから同じで変わりはないと、先ほど言いました。3町につきましては、まず1級の者については変更しておりません。同じ級です。それから、元2級であった者は、新市の給料表では2級と3級に分かれております。それから、元3級であった者が、新市では4級に切り替えてお

ります。それから、元４級であった者は５級と４級に分かれております。元５級であった者は、６級とやはり５級に分かれております。あとその上は先ほど申し上げたとおりでございます。

それと職員組合の関係でございましたが、別に不服のようなものはございませんでした。
以上です。

（「行政職についての統合は。もう一遍」の声あり）

○議長（林 正一郎君） もう１回ありますから、今、２回ですから。

どうぞ、建設課長。

○建設課長（米本壽一君） それでは、先ほどの件数の差についてお答えいたします。

先ほどの件数につきましては、実績で申し上げました。理由につきましては、旧３町分につきましては無償であったというのが理由です。したがって、先ほどの数字の差が出たということでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 藤田昌功議員。

○３５番（藤田昌功君） もう一度、ちょっと私自身が質問しておいて忘れてちゃいけないんだけど、行Ⅱその他の給料表から行Ⅰへ統一したことについての新規の格付をしたはずですね、それについてはどのような方法でやったのかという問題。

それと枠外の号級を、つまりいわゆる足伸ばしをしているはずなんだけど、それはどのクラスでもってやったのか、それもついでに教えてください。

○議長（林 正一郎君） 再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男君） 行Ⅱの関係でございますが、一応新市の給料は行政職を一本にしましたので、直近の方へぶつけてあります。

それといわゆるげたを履かせた分ですか、それらも一応新市の方で直近で統一を図っております。

○議長（林 正一郎君） 藤田昌功議員の質疑を終わります。

（「枠外と号級の問題は」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田雅男君） ちょっと申し訳ございません、資料が手元ございませんので。

○議長（林 正一郎君） よろしゅうございますか。

それでは、藤田昌功議員の質疑を終わります。

続いて、菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之君） 57番、菅佐原。

通告に従いまして、第1号議案、条例ナンバー108号、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例についてお尋ねをいたします。

質問の前段として、合併協議会の中では定員については議論されましたが、全市を1区とする案で進められていたと承知しております。しかしながら、今、提示されました第3条の中には、中選挙区に区分されております。このことに関して、ここに至るまでの流れと、その背景についてお尋ね申し上げます。

今、旧1市3町のいわゆる農業委員の選挙人名簿登録者数、これを分析します。すなわち各中選挙区を定数4として配分されておりますけれども、この差に著しい不均衡がございます。不公平がございます。このことについて、なほどの検討がなされたのか。登録者数では2倍以上の差がございます。また、農業委員会ですから、一つの目安として農用地の面積があらうかと思えます。これについては2.9倍の差がございます。それに農家戸数に至っても、極めて大きな差がある。これを一緒くたにして定数4と定めた理由についてお答えをいただきたい。まず1回目の質問。

○議長（林 正一郎君） 菅佐原滋之議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和君） お答えいたします。

まず、3条の選挙による委員を中選挙区に区分した、その経過についてお答えいたします。

まず、平成16年8月24日の合併協議会において、定数について20人とする決定がされました。1市3町の農業委員会として3回の会長及び会長代行会議を行い、選挙区につきましては、農業委員の業務の性格上、選挙区を設けることが望ましいとの意見により、旧市町の選挙区の区分で条例化していただけるよう、平成17年3月に各首長あてに要望書を提出しました。これによりまして、選挙区については5選挙区とすることになりました。

それで選挙区の中の定数の関係については、今、菅佐原議員が言われました数の方で言われますと、法によりましては、各選挙区を設けた場合に、農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して条例で定めると。このおおむねというのはある程度弾力的な規定でございまして、特にこういう数のこうしなさいという具体的な数値が示されておられません。ということで、従前の1市3町の農業委員定数64人が20人に決定されたという中で、そうい

う数の比例配分というより地域のバランスを考慮した各選挙区4人ということで要望して、このように条例化されたということでございます。

○議長（林 正一郎君） 菅佐原議員。

○57番（菅佐原滋之君） ここは質疑の段階ですから意見は申し述べませんが、議員各位はこの答弁に本当に納得がいくかどうか。1票の格差が新市発足の時点からこれだけの差を生じて、これがよしとする、そういうものだろうかという疑問だけは申し上げておきます。

次に、質問の形として、選挙人名簿でそれだけの差がある、農地面積で大きな差がある、農家戸数でまた差がある。今、言われたように、農業委員会の委員は合併前は64人だったかもしれませんが。今度は27人です。それで同じ仕事をなさる、同じ仕事を進めていかなきゃならないとすれば、当然のことながら仕事の内容が、取り組みが変わらなければならない。半数以下の人たちで同じ仕事をこなしていくということは、極めて無理です。そうなりますと、仕事の方法も変えなくちゃいけない、取り組みを変えなくちゃいけない。

そういう中で、旧態依然としたその参考になるであろう各旧市町村の数がそうであるから、そこへ当てはめたということには極めて異論があるわけですがけれども、それまでの中で、首長間あるいは農業委員会の事務当局としてどのような打ち合わせなり検討がなされたのか、具体的にお答えをいただきたい。

○議長（林 正一郎君） 再質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和君） まず、人数の関係で、仕事の取り組みということでございますけれども、本庁の方に農業委員会の事務局を置いてありますので、それでやると。あと支所の方に産業室がございますので、その辺では相談とかそういうのができると。

それと現在の旭市の農業委員定数、公選が20人、推薦が8人、28名と。ただ、この人数につきましては、例えば近隣の農業委員会の定数関係を見てみますと、お隣の銚子市が農業委員会の定数が27名、そのうち公選が20名、八日市場市が23名で公選が18名、佐原市が定数27名で公選が20名、それと八街市が21人が定数で公選が18名ということで、同規模程度の団体でそういう規模で、公選で20名を超えている自治体については、千葉市が公選が27名、市原市が30名、野田市が29名と3市だけということで、そういう規模と人口、似ているところでこういう定数でやっているということですので、これから合併時はちょっと大変な面があるかと思いますが、鋭意努力していきたいというように考えております。

○議長（林 正一郎君） 菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之君） 今の私の最後の方の質問については、何ら触れていらっしゃいませんね。事務局としてどういう検討をなされたか具体的にお知らせをいただきたいと、こう申し上げたはずです。四隣町村の数の問題、これは単なる付け足しでしょうよ。数の問題で、中身の話はこれからの話ですから。きょうは条例の審査です。この条例の原案ができるに至ったまでの経過について尋ねたい。答弁漏れが無いように。

○議長（林 正一郎君） 再々質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和君） まず、この公選の人数の定数を決めるときです。その点、事務局としては、そういうバックデータのものを持っていましたけれども、先ほどの3回の各会長代行会議をやったときに、それで持ち帰って、各市町の農業委員会で協議されたときに、そういうことについては各選挙区4人以外でどうだとか、そういう異議はなかったということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 正一郎君） 農業委員会事務局長、事務の流れを明確に答弁願います。

○農業委員会事務局長（野口徳和君） 今後につきましては、新農業委員が決まりますのが20日ということで……。

（「今までだよ、今後じゃないよ。今までのことだよ」の声あり）

○農業委員会事務局長（野口徳和君） はい、分かりました。

今までの流れということで、先ほども……。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 5分間休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時51分

○議長（林 正一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和君） 延べ3回やりました会長代行会議におきましては、各市町の農業委員会にそれを持ち帰っていろいろ議論したんですけども、数値的な詳細な意見はございませんでした。

それから、調査区については、現在でも区域外等もやっておりますので、範囲は広くなりますけれども、今後、鋭意努力していきたいと思っております。

○議長（林 正一郎君） 菅佐原滋之議員の質疑を終わります。

続いて、阿部一成議員。

○64番（阿部一成君） 64番の阿部一成であります。

私は、議案第1号のうち専決処分条例第15号と、次に専決処分条例第108号の2点について伺いたいと思います。

初めの条例第15号、これは旭市の個人情報保護条例について伺うものであります。時間もありますので端的に申しますと、15号のうち第33条関係のことです。

15号の旭市個人情報保護条例の33条、これは費用負担の項でありますけれども、条例では、「個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。」というふうに書かれております。その第2番目に、「病院事業における個人情報の開示に係る手数料は、旭市病院事業使用料及び手数料条例に定めるところによる。」というふうに書いてあります。原則としては無料ですが、旭市の病院事業の使用料及び手数料条例、これに定めることでもありますけれども、この部分が、158号の旭市病院事業使用料及び手数料条例の第2条の10項に、手数料というところに入っております。3件ほどア、イ、ウと出ておりますけれども、一般診断書、証明書等またはそのほかの診断書、死体検案書、これらについてそれぞれ手数料額が明記されております。

しかし、この部分について一番大事にしなければならぬと思うんですが、個人情報保護に関して、中央病院としては、この使用料及び手数料条例の中だけでは、この部分が明確にされておられません。調べてみましても、現在まで中央病院の条例の中には、個人情報の保護条例というのは上がっておりません。したがって、この問題を担保できるような条例を、今後、つくるおつもりがあるのか。また、これについてどのような形で進めていかれるのか、これについてひとつ伺いたいと思います。

それと、次の条例108号、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例について、これも1条、2条、3条と三つしかありませんので、先ほどの菅佐原議員の質問とほぼ同じ流れになろうかと思っておりますけれども、根拠につきまして伺いたいと思います。

まず、先ほど流れについての説明は伺ったんですが、今度の新旭市、総括的に見まして、5,400ヘクタール、農家戸数にして3,400戸ある。従来に比べまして、農業委員1人当たりが、28人としまして、5,400を割ると約200ヘクタール、そして戸数にして120戸、これらの

農家、平均してこれくらいの割合で事務を行っていきなかならぬということでもあります。

従来は、これの約半分くらいで業務を行っておりました。特にこの旭市は、基幹産業としては農業だと言われております。そういう中で、これまであまり重視されてこなかった非専属的所掌事務といいますか任意業務についてもっともっと進めていかなかならぬというふうな事態にあって、先ほどの定数の問題もありましたけれども、農業委員会の事務局が15名から定数で9名、実数では7名くらいになるんじゃないかと思っておりますけれども、それだけでこれだけの業務を今後ともこなして、なおかつ地域の農業を発展させていかなかならぬ大きな使命を持っているわけであります。

したがって、先ほどの説明にありますのが、これが根拠とされるとなると今後にとって問題があると思いますけれども、この辺についての、この条例をつくるに当たってお考えになったこの根拠を示してもらいたい、以上2点について伺います。

○議長（林 正一郎君） 阿部一成議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男君） それでは、条例第15号の関係についてお答えいたします。

新市の個人情報保護条例におきましては、阿部議員のおっしゃるとおり、中央病院も今回の合併に伴い、第2条において実施機関に含めたところであります。

したがって、この条例に基づく個人情報の開示であれば、手数料は原則無料となります。ご指摘の病院事業の手数料条例における開示の手数料につきましては、患者情報の本人への開示、いわゆるカルテ開示等に関しての手数料に限って定めたものでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和君） それではお答えします。

農業委員会の方の第2条の根拠につきましては、定数20人ですけれども、平成16年8月24日の合併協議会において定数が決定されたと。その経緯につきましては、合併協議会の議会議員、農業委員会委員の定数、任期検討小委員会において検討された中で、当初は、21人を超えることで農地部会を設置しなければならないとされておりました。しかし、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律、これが平成16年11月1日施行ですけれども、この改正によりまして設置を任意とすることになりましたが、従前どおりの20人ということで決定されたものでございます。

次に、3条の選挙区の設置につきましては、先ほども菅佐原議員のときにお答えしました

けれども、農業委員会として3回の会長代行会議を行いまして、選挙区を設けることが業務の性格上望ましいとの意見によりまして、旧市町の選挙区の区分で条例改正いただけるよう、各首長あてに要望書を提出してこのようになったことでございます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 阿部一成議員。

○64番（阿部一成君） 先ほどの総務課長の答弁で、マイクをあまり口に近づけると音がこもってしまうんです。非常に聞きにくいので、もうちょっと離してお答えいただきたいと思っています。

そのところで、先ほどの個人情報保護条例について私が確認したかったのは、中央病院として、今後、このような個人情報保護条例を新たに条例としてつくられるのか、それとも一本に旭市の個人情報保護条例の中で包含しておやりになるのか、そのところを伺いたかったんです。もし市の個人情報保護条例に包括してやるのであれば、どのような形で旭市の病院組合の規定になっていくのか、その辺についてもお答えいただきたいというふうに思いました。ご答弁、そのところをしっかりと伺いたいと思います。

それと次に、108号関係の問題ですけれども、先ほどの答弁は、これまでの経過についての答弁なんです。ただ、私が申し上げたのは、今後の農業委員会の運営として事務局が15名から9名になった。そして、委員定数も従来に比べると3分の1くらいに大幅に減っている。

こういう中で、今後のこの地域の農業の問題をどう解決していくかというのを、事務局の立場として、今後、どういうふうに運営していったらいいかということの答弁を求めたかったんです。これで十分なのか。頑張ればいいといっても、これは大変なことだと思います。事務局はそう言いますが、事務局が大変なのか、委員が大変なのか分かりませんが、いずれにしても、それで本当にこの旭市の農地業務、また非専属的所掌事務でありますいろいろな調査とか、また啓蒙の問題、これらについての業務が十分行われる余地があるのかどうか、それについての根拠を伺いたい。重ねてお願いします。

○議長（林 正一郎君） 再質疑に対し、答弁を求めます。

新市行政推進室長。

○新市行政推進室長（加瀬博夫君） 個人情報保護条例について、病院として病院分について条例を新たに作成するのかということでございますけれども、これにつきましては、現時点では、この旭市個人情報保護条例の中に実施機関として病院を包括しておりますので、この条例において所定の事務処理をしていくということを考えているところでございます。現時

点で新たに条例をつくるということは考えておられないということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 正一郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和君） お答えいたします。

今後の運営につきましては、確かに人数的な厳しい面がございますけれど、定められました職員、それから農業委員数の範囲内で努力していきたいと思います。

また、関係する農水産課、それから支所の方には産業室も設けられておりますので、連携してやっていきたいと考えております。

○議長（林 正一郎君） 阿部一成議員。

○64番（阿部一成君） ただいまの質問で、病院の問題として特に新しく条例をつくる予定はないということなのですが、としますと、この項に係る部分で、中央病院の中の新たな規定をつくるお考えがあるかどうか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

それと次に、108号の関係でご答弁いただきましたけれども、一生懸命やるという以外に返事のしようがないかと思っておりますけれども、今後の問題として、この地域の農業をどうしていくかという、その中核の団体になろうと思っておりますので、その辺についても今後の問題として十分ご考慮いただきたい。先ほどの質問にありましたように、これは選挙区または定数の問題でどう処理できるかという問題もありますけれども、併せてこの地域の農業発展のために農業委員会としても積極的に働いてもらわなきゃならぬというふうに思いますので、今後の問題として十分ご検討いただきたい。農業委員会関係については、それで質問を終わりますけれども、15号関係、中央病院の個人情報保護条例に関する問題についての規定の問題についてお伺いしたいと思います。

○議長（林 正一郎君） 阿部一成議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫君） 病院関係の使用料手数料条例についてお答えを申し上げます。

旭市病院事業使用料及び手数料条例の2条4項のところでございますけれども、これにつきましては、患者様ご自身のカルテ開示の請求時における費用について規定をいたしたものでございます。料金につきましては、カルテ開示の参考といたしました病院の基準、あるいは当時の病院におけるコピーですとかレントゲンフィルム、複写費用等勘案いたしまして設定をされているものでございます。

なお、規定ということがございましたけれども、この条例のこの部分につきましては、市

の一般部局と違いまして病院のカルテという特殊なことでございますので、ここに規定をさせていただいておりますので、これ以上の規定を設けるということは、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 阿部一成議員の質疑を終わります。

続いて、高木寛議員。

○10番（高木 寛君） 10番、高木です。

私は、議案第1号の専決処分の第29号と第90号、第99号の3本についてお伺いをいたします。

まず、条例第29号の件でございますが、ここでは非常勤職員の報酬及び費用の弁償に関するというような内容で取り扱われておりますが、旧干潟町条例では区長条例というのがありまして、区長を、それから区長代理といいますけれども、非常勤職員としてきちんと位置づけられました。そして、報酬等が支給されていました。それぞれ旧町にも条例がありまして、それぞれ設置されていたと思いますが、今後、これはどのような、要するに区長とか区長代理、自治体によっては呼び方が違いますが、今後どのような扱いになるのか、その身分についてお伺いします。

併せて、それらの方に対しての報酬といいますかそういう手当、例えば第8回の合併協議会の協議になりました点で、例えば旭市では自治運営補助金とか、それから行政事務連絡委託料とかということで、それぞれの末端の単位自治体に支給されていたということが検討されていまして、それらの検討結果は、今度の条例にどう反映されているかということをお伺いしたいと思います。

それから、条例第90号です。これは交通安全指導員の設置条例ということですが、第2条の2項で340人という規模にするという内容になっていますが、これは旧市町ごとに言いますとどれくらいの数の内容になるかということですね。

それから、90号で言うこの340人の交通安全指導員の報酬についてですが、29号の支給表で言う月額2万5,500円の安全指導員と同じものなのかどうかという点でお伺いをします。

それから、条例第99号、旭市環境美化推進に関する条例です。この条例は、罰則規定第16条に盛られています。この罰則規定がある条例が、専決処分条例としてはなじまないのではないかというふうに感じるわけなんです。というのは、干潟町でこれに近い条例がありまし

て、この罰則規定では10万円の過料が科せられるという内容になっていましたけれども、今回の条例では、その過料が5万円に引き下げられる、そういう状況でありますけれども、ここでも過料が10万円から5万円に引き下げられた内容をお伺いします。

以上3条例についてお伺いをしましたので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎君） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男君） それでは、1点目の条例第29号の関係でございますが、区長会につきましましては、旧1市3町の区長会長の協議によりまして、18年度から統合すると決定しております。統合後の区長につきましましては、非常勤の職員とはせず、旧旭市と同じく事務委託方式とすることにしたところであります。

また、区あるいは区長への委託料、報酬については、委託料で統一することといたしましたが、旧各市町の補助額に差があるため、何年かかけて統一していくこととしております。

それから、2点目の条例第90号の関係でございますが、交通安全指導員についてでございますが、合併前は、海上地区及び飯岡地区が指導員体制をとっておりました。合併後は、すべての地区で指導員体制をとるということでございます。

なお、指導員、いわゆる条例に載っております340人、この7月1日現在の内訳でございますが、旧旭地区197人、海上地区51人、飯岡地区41人、干潟地区35人、実数は合計324人でございます。

非常勤の報酬の条例別表第1の交通安全指導員年額2万5,500円は、この324人の指導員に支払われる報酬額でございます。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博君） 3点目の条例第99号についてお答えいたします。

旭市環境美化推進に関する条例は、旧干潟町の条例をベースに県内先進地の条例を参照し、住民環境部会において十分検討を行い、制定いたしました。

特に高木議員がご質問の第16条の罰則の規定につきましては、部会の中で、10万円の罰金は厳し過ぎるとの意見が多数を占め、より、過ち料の5万円として決定をされましたのでご理解をいただきたいと思います。過ち料——過料ということで決定しましたのでよろしくお願いいたします。

それから、罰則があるので専決になじまないのではないかというご質問ですが、市町村合

併に伴う特例の方法として本条例を専決処分により制定いたしましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 高木寛議員。

○10番（高木 寛君） 10番、高木です。以上で終わります。

○議長（林 正一郎君） 高木寛議員の質疑を終わります。

続いて、嶋田正治議員。

○53番（嶋田正治君） 53番、嶋田正治です。

私は、議案第1号、専決処分条例第92号について伺ひいたします。この92号は、旭市廃棄物処理及び清掃に関する条例ということでございますが、このうち7条第2項について伺ひたいと思ひます。

7条第2項は、「市は、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を、市長が適当と認める者に委託することができる。」と、こう書かれております。まず第一に、市長が適当と認める者という者について、法的根拠あるいはその詳細について伺ひたいと思ひます。まずそこからいきます。

○議長（林 正一郎君） 嶋田正治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博君） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項においては、収集、運搬の業を行おうとしている者は、行おうとしている区域を管轄する市長村長に許可を受けることとなっております。

また、同法第7条第6項において、一般廃棄物の処分業についても同様に許可することができるようになっております。

よろしく伺ひいたします。

○議長（林 正一郎君） 嶋田正治議員。

○53番（嶋田正治君） 53番。

たしか廃掃法の7条では、今、ご答弁がありましたけれども、処分については、まして委託する場合においても、この許認可権は県知事にあるというふうに私は記憶しているんですが、その点につきまして伺ひます。

○議長（林 正一郎君） 再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博君） 処分の関係ですけれども、処理の方法ということで、処理には分別、保管、収集、運搬、中間処理、最終処分というようなものがございまして、この処分業につきましては、先ほど申し上げましたように、廃掃法の第7条第6項においてですけれども、市町村長が許可できることとなっております。条文の方をちょっと読み上げさせていただきたいと思いますが、「一般廃棄物の処分を業として行おうとするものは、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」と、以上のようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎君） 嶋田正治議員。

○53番（嶋田正治君） 53番。

今、どうも処理というものの範疇と、それからまた処分ということというのは、この処理の中の最終処分だとかというのは実際違うと思うんですね。処分、処理していく中で、当然、処理施設だとか最終処分場だとか、こういうのは市町村長ではできないと思うんですが、いかがですか。

○議長（林 正一郎君） 嶋田正治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博君） 先ほど来申し上げておりますとおり、法律ではそのようになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎君） 嶋田正治議員の質疑を終わります。

続いて、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎君） 議案第1号について何点かご質疑を申し上げます。

まず、専決処分条例第10号、旭市監査委員条例についてであります。条例7条で、「この条例施行に関し必要な事項は、監査委員が市長と協議して別に定める。」ということになっております。新しく市ができて、監査委員がまだいないわけですが、具体的に監査委員が議会の同意を得て任命されて、その方が規則その他をおつくりになると思うわけですが、具体的にどういう形で始動、いわゆる始動というのは始まるかということですね、形のところをお聞かせいただきたいと思います。

現在、7月1日に新市ができて、監査委員事務局というものがあると思うんですが、そこら辺の対応についてお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ、これは私の考えでありますけれども、一般会計で250億余円、特別会計を足すと約300億円、それから病院会計が250億余円、通常、年間550億円の予算的な処

理がされる自治体になるわけでございます。大変大規模な、また250億円になる公営企業会計を持っているので、常勤監査委員というものを設置するということも考えられると思うんですけども、こうする場合の条例上の整備はどういうものが必要か、この機会にお伺いしておきたいと思います。

次に、専決処分条例第14号についてであります。旭市情報公開条例です。他の個人情報の関係の条例におきましても、市の組織にかかわるところは全部入っておりますけれども、出資法人につきましても、条例でもって出資法人にかかわる条項がございます。規則などの専決処分を見ますと、情報公開条例、個人情報保護条例とも財団法人旭市福祉協会と旭市土地開発公社が専決処分に出ておりますけれども、この基準はどのようなものによって判断するのでしょうか。二つの法人とも出資100%でありますから、当然、情報公開や個人情報保護条例が対象になっていいわけですが、これからいろいろな出資法人が出てくると思うんですけども、そういうときにどのような判断をするというふうに決まっているのでしょうか。

また、情報公開条例の第9条で、旧旭市の条例でもそうになっていたんですけども、この出資法人に対する条例の適用は、指導に努めるというふうになっているわけでありまして、これをもう少し強い形のものにできないのかということについて議論がされたかお聞かせいただきたいと思います。

次に、専決処分条例16号、旭市定数条例のうち、病院の定数条例にかかわることについて何点かお聞きしたいと思うんです。6月の説明会でもお聞きしたところでございますけれども、6月30日までの一部事務組合でありました時代の定数条例では、医療職1、2、3、行政職1、2、教育職、こういう形での定数が条例でございましたが、こういう形の職種ごとの定数を、病院の方ではこれからも規則で定めるのでしょうか、それとも附帯施設である養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、全部くると1,748という定数でこれからいくのでしょうか。

また、この定数については、暫定予算のところでも聞きましたけれども、16年度の決算やその前の決算を見ますと、いわゆる職員の数、直接公務員である職員の数についてかなり予算上では差があるわけですが、ここら辺のところは、どういうふうに今後調整していくのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、専決処分条例20号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例でございます。ここでも、公益法人等への職員の派遣等に関する法律では、条例で定めない場合には給与を支給

できないということになっておりまして、条例で定めた場合には給料100分の100、派遣先から給料を支払うのではなく、派遣した自治体が支払うことになっております。それが、規則の専決処分によりますと、財団法人旭市福祉協会、財団法人旭市シルバー人材センター、それから福祉法人旭市社会福祉協議会、それから財団法人東総文化財センター、この四つが今回指定されております。この派遣先の基準は、どのようなことで指定したのでしょうか。福祉協会、福祉協議会、シルバー人材センターは市内にありまして、ほぼ100%出資ということになりますけれども、東総文化財センターにつきましては、これは埋蔵文化財の調査を行っている財団法人でございますけれども、ここがどういう経過で派遣先に入るのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、専決処分条例第43号、旭市財政調整基金条例でございます。この条例の経過措置のところを見てみますと、各旧市町の財政調整基金条例を引き継ぐということと、例えば海上町の地域づくり基金、それから飯岡町のふるさと基金、それから飯岡町の防災基金、それから飯岡町の地域づくり基金、あとまた学校給食の、これは財政調整基金ですけれども、こういうちょっと財政調整基金とはなじまないような基金も全部ここにひっくるめてあるということになるわけですが、基金の場合にはその目的がはっきりしていたわけですが、これが何で全部財政調整基金にひっくるめられたのかお答えいただきたいと思います。

次に、専決処分条例48号と55号と133号にかかわる問題であります。説明会でお聞きしまして、説明会のお話はだいたい分かりました。旭市育英基金条例と、それから旭市奨学基金条例と、それから旭市育英資金給付条例、この三つが関係するわけでございますけれども、専決処分条例48号の旭市育英基金条例というのは、従来、旧旭市にありました育英資金条例の中身そのままだと思います。一部寄附をいただいて、運用利子とで合わさっている基金です。それから旭市奨学基金条例というのは、旧飯岡町、それから海上町にあった条例を引き継いでいると思うんです。そして133号の育英資金給付条例というのは、旧旭市の育英資金給付条例を引き継いでいると思います。

そこで、第55号の旭市奨学基金条例というのは、どのくらいの基金が現在あって、それは、この旧町における貸し付けがこれからも何年かある、また回収がされる、そういう経過を経て、最終的にこの条例がなくなるものだと思うんですけれども、今後、どういうふうに進むかお聞かせいただきたいと思います。

次に、専決処分条例第58号、旭市国民健康保険税条例でございます。平成18年度から統一するということで合併協議会でも決まっております、平成17年度は、その年に課税したも

のということになっておりますが、この統一に向けた状況が今どんなような形に協議が進んでいるか、お答えいただきたいと思います。

次に、専決処分条例第92号でございます。ただいま53番、嶋田議員からもご質疑がございましたけれども、条例の7条2項の処分業の問題ですけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律7条の6というのは、先ほど担当課長がお読みになったように、一般廃棄物の処分を業として行う者となっております。具体的にどのような仕事がこの処分業に当たるのかということです。旧3町1市、東総塵芥処理組合の中では、この処分業についてはあまり明確にはしてありませんでした。というのは、ご存じのように、市町村は、処分業を行うときには処理施設が伴わない処分業以外は許可できないわけです。廃掃法の8条におきましては、一般廃棄物処理施設の許可という、つまり一般廃棄物処理施設、施設をつくる場合には、これは県知事の許可になるわけです。ですから、このようなことを考えますと、こういう施設をもう持っている者が処分を行う場合ということになりますから、そういうような考え方でよろしいのかということでもあります。

なぜこの問題を聞きますかという、旧干潟町におきまして、町が本年の初めに、建物を建設することについての処分業としての許可を出してしまったと。これは法律違反で、町がなくなる直前に取り消し通知を業者に出したそうではありますが、この問題は、結局、業者から損害賠償請求があった場合には、新市が損害賠償を引き継がなければならないという重大な問題がありまして、大変自治体が解釈に迷うような条例をつくるべきではないのではないかとということでご質疑するわけでございます。

次に、専決処分条例第100号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の専決処分についてお伺いします。

この中で二つ聞いておきたいんですけれども、対象の面積を500から3,000、県条例の下までというふうにしましたけれども、もう少し100平米とか、その程度までおろせなかったのかということでございます。

それから、県条例が今あるわけですが、県条例では適用除外を認めているわけですが、この適用除外のことがこの専決の中で議論されなかったかということでもあります。

なぜこのことを聞くかと申しますと、海上町または私ども旧旭市にもありますけれども、不法投棄された産廃のほとんどのものが自分の土地に埋めたりするという中身で、この土砂等の埋立て条例を何か悪い意味で使ってやられているということです。ですから、県条例の適用除外とか面積を少なくするということが、大変大きな産廃の問題を抱えている新旭市に

は重要であったと思っているわけですが、この点についての議論がされたかどうかお聞かせいただきたいと思います。

次に、専決処分条例第155号、旭市病院事業の設置等に関する条例でございます。病院事業につきましては、実は大変いろいろな問題を抱えていると私は思うんです。

一つは、まず合併協議会におきまして、附帯3事業を市立病院の中につけてもよろしいという総務省のお墨つきをもらったというご報告がされました。つまり養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園、ケアハウス東総園の3施設は、200数十億円の本体事業の中で数億円程度であるからいいということでございましたが、しかし、その仕事そのものがこの公営企業の中に取り込むのになじまないのではないかというふうに、どうしても私は考えたのであります。

例えば暫定予算の説明の中で見てみましても、今までいわゆる官庁会計であったこの三つの事業を突然公営企業の中に取り込むためには、今までの累積の償却額、残存額、こういうものがどのように表現されるかということは大変難しい問題があると思うんです。むしろ公営企業から切り離したものでなければならぬし、例えば財政調整基金が9,800万円、企業会計に取り込まれましたけれども、これは暫定予算での説明におきますと、現金で持っていて、相手の勘定科目は自己資本であると。官庁会計においては、財政調整基金はいつでも取り崩して、その事業の充実のために使えるわけですが、自己資本でも使えないことはありませんけれども、大変意味合いが違うと思いますので、そこら辺のところ、どうしてこの3事業がこの公営企業会計の中に繰り入れられなければならなかったのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、専決処分条例第157号についてであります。旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例であります。先ほど菱木議員からもご質問がありましたけれども、私は2点についてご質疑したいと思うんです。

まず1点は、ご回答の中にもありました級別の資格の昇級の基準表であります。今回、旭市におきまして、専決規則で決められた級別の資格表と見てみますと、3年遅れております。病院の級別の資格表、これは一般職の行政職の1の方についてでありますけれども、例えば規則の方から見てみますと、大卒の方で3級に3年、4級に6年、結局9年かからなければ4級に行かない、中級職ですと11年、3年だいたい遅れているわけです。つまり昇級が必ず3年遅れるようになる。こういうようなことになっていますが、これはやはり今後、改善の必要があると思うんですけれども、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つは、特に職員の大部分を占めている看護職についてもこの問題があるわけですね。助産師、看護師職は大卒で5年。5年、5年で3級、短大3年は7、2年の短大は8と。3級止まりというこの昇格の条件になっておりますけれども、これらはやはり今後の医療職の方々の確保ということを考えると、この給与条例は、給与表の問題も聞きたいところはあるけれども、特に昇級、昇格について改善が必要だと思いますけれども、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男君） それでは、条例の第10号、監査委員条例の関係でございますが、議員先ほど述べましたように、現在、代表監査委員が選任されておられません。したがって、監査委員事務局が設置されておられませんので、私の方からお答えさせていただきます。

まず、1点目の監査委員事務局がどう指導するかということでございますが、新市の市長の決定後、それから議会に提案し、選任され、それから任命、事務局設置、規定の制定と、このような順序でいくことになると思います。

それから、2点目の常勤監査委員の関係でございますが、もし仮に常勤の監査委員を置く場合にはどのような条例改正が必要かということでございますが、この監査委員条例の中に、常勤監査委員の条項を1条加えると。それともう一つ、特別職の職員の給与に関する条例、こちらの方の改正も必要になってくるところでございます。

それから、2点目の条例の第14号の関係でございますが、2法人とした基準は何かということでございますが、まず、地方自治法第221条第3項の規定によりまして、2分の1以上を出資している法人については、予算執行にかかわる調査権が市長に認められているもので、この2法人といたしました。

それと、2点目の努力規定であることに対し、議論はされたかということでございますが、市の出資法人については、市の別の法人格を有しており、開示、非開示の決定については、行政処分とはなり得ないことから、条例第2条第1項の実施機関に加えることはできないので、努力規定としたところでございます。

それから、次の条例の第20号、公益法人の関係でございますが、一応当該4法人は市の業務の委託のほか、市民の福祉の増進と文化の向上、地域の振興、住民の生活の向上等を図ることを主たる業務としております。市の行う福祉事業等と密接な関連があり、その施策の推

進を図るため、人的援助を行うことが必要であるため指定したものでございます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫君） 私の方から、病院関係の部分についてご回答を申し上げます。

まず、16号の職員定数条例の関係でございますけれども、病院職員の定数につきましては、定数の規定は、これは病院の全職種、全施設の職員定数を規定したものでございます。職員の定数につきましては、一般的に市長部局と別に企業職員だけの定数条例を改めて規定する必要はなく、一つの定数条例中に地方公営企業関係職員何名と規定すれば足りるというふうにされておりますことから、現在、さらに規則といいますか規定を設けるということは考えてございません。

それから、155号の設置条例の関係で、福祉3施設の統合といいますか、それについてのどうしてという理由ということでございますけれども、まず、減価償却のところをご説明を申し上げますと、今まで一般会計で処理をいたしておりましたので、減価償却はいたしておりません。

それで今回、会計を統合するに当たりましては、地方公営企業法施行令附則第11項の規定によりまして、資産の再評価という手続を行いました。帳簿価格につきましては、取得の日以降減価償却したもののとして、その残額といたしております。

なお、今後の減価償却費につきましては、通常どおりの方法で計算することになりますけれども、今年度に限りましては7月1日以降ということでございますので、月割りで計算をするということになるわけでございます。

なお、当院の場合、先ほど総務省の云々という話がございますけれども、非常に病院事業と密接に関係していると。例えば施設の維持管理等につきましても、非常に密接に病院本体の方と関係がございますので、そういう意味合いから規模的にも小さいというようなことから、附帯事業として取り扱うことがむしろ適当だろうという判断から、そのようにいたしましたものでございます。

それから最後に、条例第157号の職員の給与の関係でございますけれども、3年遅れているのではないかなというようなこと、それから看護職員についてのご指摘がございました。確かにそのような差は現在あるかと存じます。

ただ、これにつきましては、ご案内のとおり、政府が、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針でございますけれども、これにおきまして、新たに自治体に

対しまして、地方公務員の給与制度の適正化などを求めるという新しい動きが出てきておりまして、今年秋口までにそういった改革のためのプランを作成するなどの考え方が国から示されているという事情がございます。また、人事院もそれに従って何か新しい検討を進めているという報道もございました。

それから、病院事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、診療報酬の改定という大変大きな問題を抱えておりまして、そういった経営に与える影響というものを考慮しながら、今後、慎重にそういった動向を見きわめて対応していく必要があるんだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊君） 私から、条例第43号、財政調整基金条例についてお答えいたします。

ご指摘のように、財政調整基金条例の附則の中で、11の基金を新しい財政調整基金に取り込んでおります。このうち4件が旧1市3町の財政調整基金ですので、これは当然入ってまいります。それから、解散いたしました組合、消防組合、塵芥処理組合、それから学校給食組合、これにつきましては、名称はちょっと違うものがありますが、内容的には財政調整基金でございますので、これも取り込みます。取り込むことによって、弾力的な運用ができるというふうに考えております。

それから、ほかに4件ございます。地域づくり基金というのが2件、それからふるさと基金、それから防災基金ということでございますが、設立のときには、それぞれ目的をもって設立されたものではありません。しかしながら、17年度末での残額の見込みを見ますと、それぞれ数万円以下ということでございます。特に防災基金などは数百円しか残らないというような状況でございますので、この際、掌握基金を整理しようということで財政基金の中に取り込んだということでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司君） 先ほどの第48号、旭市育英基金条例、第55号、旭市奨学基金条例及び第133号、旭市育英給付条例につきましては、松木議員のご理解のとおりでございます。

ご質問にございました旧海上町と飯岡町の基金は現在どのくらいあるのかということでご

ございますが、旧海上町は2,785万3,188円で、旧飯岡町は4,004万5,692円でございます。

なお、第55号の旭市奨学基金条例につきましては、旧海上町と旧飯岡町において既に貸し付けが決定された奨学金について、基金を運用して貸し付けを行うという条例でございます。現在、旧海上町は、12名に対しまして19年度まで貸し付けを予定しております。また、旧飯岡町は、10名に対しまして20年度までの貸し付けを予定しております。この貸し付けが終了した時点で旭市奨学基金を廃止して、旭市育英基金へ繰り入れる予定でございます。

なお、これ以降の貸付金の償還金につきましては、随時、育英基金の方へ繰り入れていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄君） 条例第58号、国民健康保険税条例、その中で、平成18年度以降はどういう形で統一しようとしているのかということについてお答え申し上げます。

国民健康保険税につきましては、合併協議会におきまして、平成17年度は旧市町ごとの付加方式、税率、課税限度額、納期を適用し、平成18年度以降は、新市の療養給付費等を推計し、必要額を算出の上、統一します。ただし、急激な負担増にならないよう必要な措置を講じますという調整方針で決定したところであります。

したがって、今年度中には、平成18年度以降の国保税について統一した方針を決定しなければなりません。これらの具体的な内容につきましては、市長が決定した後に検討していくことになります。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏君） 国保税の税率等につきましては、ただいま保険年金課長からお答えしたとおりでございます。私の方からは、国保税の納期についてお答えいたします。

条例では、納期につきまして、旧旭市区域が7期、旧海上町区域、旧飯岡町区域が8期、旧干潟町区域が4期とそれぞれ異なった納期となっております。

平成18年度以降の納期につきましては、旧海上町区域と旧飯岡町区域が8期でございましたので、合併協議会の税務の分科会等においては8期の方向で検討してまいりましたが、具体的には、市長が決定した後に検討してまいります。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博君） 条例第92条につきましてご説明いたします。

新市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、旧東総塵芥処理組合で実施していた収集、運搬の許可と、旧市町村が行っていた一般廃棄物の処分業の許可を行うために当たって条文を追加し、整理したためであります。

それから、ご質問の一般廃棄物の処分業の具体的なものということでございますけれども、旭市においては、収集、運搬以外の例は今までたしかなかったと思います。

それから、議員のご質問の中で、申請の際に処理する施設がなければ許可はできないのではないかというご質問がありましたけれども、収集、運搬の許可の場合におきましても、収集、運搬する車両等、それから車検証等が添付となっておりますので、収集、運搬以外の、例えば中間処理施設等を行う場合にあっては、申請の際は施設がなければならぬと思います。

それから、もう一つ、条例第100号なんですけれども、新市の旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例においては、500平方メートルから3,000平方メートルということになっておりますけれども、これは従前の1市3町の一般的な例を条例化したものでございます。現在、下限につきましては変更は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 議案に対する質疑は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 正一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木源太郎議員の質疑を行います。

どうぞ。

○66番（松木源太郎君） ご回答いただいたことで、何点かに絞って再質疑を申し上げます。

専決処分条例第16号、旭市定数条例にかかわることで、病院の定数条例についての決め方については分かりました。

そこで一言、また考え方をお聞きしておきたいんですけども、病院全体で1,748名という定数の大枠を決めておけばいいと、条例上はそうだった。規則上は、それはもう必要ないということでもあります。そうしますと、1,748名という定数を超えなければ、医療職、行政職、教育職、それから四つの福祉関係の施設の人員はどうでもいいということにはならず、やはり予算上の処置が必要ですから、そこら辺は、本予算においてはきっちりと分かるような形でもって、いわゆるこの条例に該当する正規の職員の方々の給与について分かるように本予算がつくられるというふうに考えているんですけども、それでよろしいか。

暫定予算の項目では、賃金項目というのがございまして、その賃金項目というのは、日々雇われる方の賃金、約1億円近くの日々雇われる方がいるようであります。それから、臨時職員という方もいらっしゃって、その中には年俸での研修医さんもいらっしゃるようであります。こういうものが、私ども議会としては予算を審議する立場にありますので、きちっと判明するような形で予算をつくっていただけるかどうかということについてご回答をいただきたいと思います。

次に、専決処分条例20号の公益法人等への職員の派遣等に関することです。100分の100の給与を支払う対象についての指定が四つありました。それは、いずれも旭市の行政を進めるにおいて必要であるという法に基づくところの中身だということでもありますけれども、そこで聞いておきたいんですけども、旭市においては、今、埋蔵文化財の調査が行われていますか。私は、少なくとも1市3町の中ではそれが行われているというふうに聞いておりませんけれども、そこに100分の100のこの職員の指定というのはどういうことなのでしょう。これは、恐らく財団法人が人を確保するために、各自治体から100分の100の給与を払った職員を集めているのではないかと思うんです。それと法に基づくところの中身とはきちっと一致しないと思うんです。この点についてぜひご回答をいただきたいと思います。

次に、専決処分の48号、55号、133号にかかわることで、ご回答は分かりました。ところで、最終的に奨学資金条例は19年度にはなくなる。しかし、返済のことがあります。返済が最終的に終わるのはいつの予定か、お聞かせいただきたいと思います。

次に、専決処分条例92号の廃棄物処理清掃に関する条例でありますけれども、もう一度お聞きしますが、今までは1市3町、東総塵芥処理組合の条例上の解釈、干潟町はちょっと変わっていましたが、処分業ということは頭に入れないような形で収集、運搬だけだと。それで施設ということになりますと、恐らく車庫なんかはそういう廃掃法第8条の施設には当たらないと思うんです。施設を伴わない処分業というのは何かということをもう一度お聞

かせいただきたいと思います。

なぜそういうことをしつこく聞くかという、ご存じのような旧干潟町の例があるわけです。この旧干潟町の例は、当然この新旭市の92号条例が同じようなものがつくられれば、同じようなことで継承していかなければならなくなると思うんですけれども、これは今どのような対処をしようとしているか、もし方向が出ていればお聞かせいただきたいと思います。

専決処分第100号の残土条例と言われるものでございます。残土条例は、県内だいたいの市町村でつくっておりますが、県条例が2年ほど前にできまして、その適用除外、面積の問題でいろいろと各自治体が苦慮しているところでございます。

そこで、再質疑でお聞きしたいのは、この旭市の新条例に該当する施設は、今、1市3町の中にあるか。また、過去に許可をしたものではどのくらいあるか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、専決処分条例155号、病院の設置条例でございます。これも本予算のときにまたお聞きしますけれども、地方公営企業法に基づくところの施行令その他から、三つの官庁会計に基づく特別会計であったものの償却などを試算して計上したということですが、累積の償却額は、実はバランスシートに載るわけでございます。この累積の償却額というのはどういうものかという、結局、資本収支の中で、損益勘定の留保資金として消費してきたものでございます。

こういうことを考えますと、官庁会計を20年以上やってきたものについては、そういうような処理が今までされていないわけです。そういうものを改まってするわけにはいかないと同時に、そこら辺のところの計上の仕方はどういうふうになるのか、私は、大変無理がある附帯事業だと思っておりますけれども、それは見解の問題ですから、いいわけですが、もう一つは、財政調整基金が自己資本に計上されるということでございます。

ここでちょっとお聞きしておきたいんですけれども、財政調整基金のような形での取り崩しその他を自己資本にした場合には、簡単に公営企業会計上できるのか。現金であればそのままできるということですが、現金を1億円、2億円持っているわけではないんですけれども、それはまた財政調整基金を取り入れた現金、いわゆる普通預金というか、そういうものを別建てでもってきちっと会計上分けて処理するご予定かどうかお聞きいたしたいと思います。

次に、157号についてであります。3年の昇級の基準が遅れているということ、事務部長はお認めになりました。表を見れば明らかなわけですが、これは、将来的に少なく

とも旭市の給与条例、給与規則などと合わせていくようなお考えが今あるかということでございます。

また、具体的な労働条件については、個々の就業規則等で決められるわけですが、聞くとところによりますと、銚子労働基準監督署から働き方についての是正勧告なんかも出ていますので、そこら辺の給与や就業規則などのきちんとした運用について、どのように今、病院の中で対処しようとしているかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫君） 再質問にお答えを申し上げます。

まず、16号の関係でございますけれども、暫定予算のときの説明が分かりにくいというご指摘かと存じますが、施設の区分ないしは正規職員との分別について、次回本予算のときには、なるべく分かりやすいような表示ということをご心掛けていこうというふうに考えております。

それから、155号で、減価償却の累積のところの話でございますけれども、先ほど申し上げたとおりなのでございますが、再評価積立金というのは、実は減価償却累計額相当額でございます。実際に取得した当時は、補助金を受けた部分なんかもございまして、そういったものが、公営企業会計では非常に幾つもの勘定科目がございまして、非常に複雑な構成になっているんですけれども、基本的には、今、申し上げたように減価償却累計額相当額というのを計算をいたしまして、再評価積立金という形でちゃんと貸借対照表に載せて整理をするという形になってございます。

それから、財政調整基金の件でございますけれども、公営企業におきましては、いわゆる一般会計で言う、普通会計で言うような基金という概念は、ご指摘のようにございません。そこで、暫定予算のときにもご説明申し上げたかと存じますが、予定貸借対照表の中の自己資本金ということで整理をさせていただいております。

公営企業会計の中では、例えば将来の資金不足というような不測の事態に備えるものとして積立金ということがございますけれども、その積立金を決定するための利益処分ということにつきましては、決算議会でご承認をいただくというふうな手続が定められておりますので、今後、そういった処分に際しましては、議会におきましてもそういうご検討をお願いするということになろうかというふうに存じております。

それから、最後に157号の給与の関係で、資格基準、3年のずれということについてどう考えているのかと、将来どうなんだということでございますけれども、これも繰り返しのようになって大変恐縮でございますけれども、いろいろな制度改革、それも非常に急激な制度改革というのが、今後、かなり近い将来に予測がされますことから、そういった動向をよく見きわめて、なおかつ経営状況というのをよく見きわめて、可能であればそういったこともきちんと将来的には考えてまいりたいというふうには思いますけれども、現時点では、そういった国等の制度改革の動向をよく見きわめさせていただきたいということでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田雅男君） それでは、東総文化財センターの関係でございますが、文化財センターは、埋蔵文化財の発掘調査等、文化の維持向上をその業務としている出資法人であることから、人的支援をしていくべきものと考えているものでございます。

なお、本来、この業務は、市の教育委員会で実施すべき事務とされております。

ご質問の100分の100云々の処遇でございますが、これにつきましては、合併前の1市3町それぞれの教育委員会においての取り決めに基づくものでございます。

なお、これに派遣している職員に係る給与等の経費につきましては、年度末に一旦旭市の方で立て替えて払っておいて、年度末に文化財センターの方から市の方へ返納していただくと、そういう状況です。

それと、2点目の旭市で発掘調査をやっているかというのは、担当の方からお答えします。

○議長（林 正一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄君） 現在、旭市においては、発掘調査はしておりません。そういう該当はございません。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司君） 先ほどの最終的に貸付金の返済はいつになるのかというご質問でございますが、先ほどもお話ししましたように、旧海上町は19年度まで貸し付けを予定しておりますので、返済期間は10年間ということでございますので、旧海上町につきましては、29年度で貸し付けの方の返済が終了いたします。

また、旧飯岡町につきましては、20年度までの貸し付けを予定しておりますので、30年度

に飯岡町の方は、貸し付けの返済の方は終了するということでございます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博君） 処分業で施設を伴わないものはあるのかというご質問ですが、分別、保管、収集、運搬、中間処理、最終処分と、処理の方法については、先ほど申し上げましたとおり、このように分かれると思いますけれども、施設を伴わないということになりますと、ほとんどが何かしらの――例えばですけれども、土地とか場所ですね、必ず伴うと思います。

それから、100号ですけれども、土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生防止に関する条例に関する施設の数の質問なんですけれども、施設の数ということなんですけれども、現在の新市においてはありません。ただ、ご質問の趣旨がもう少し、私、理解ができませんので、その点、お願いできればと思います。

ただ、その土砂等の埋立てに関する条例以外で、産廃の処分場等があるかと思いますが、それらにつきましては、本条例においては適用するものではありませんので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（林 正一郎君） 松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎君） いろいろ細かいご質疑ありがとうございます。何点かだけに絞ってお聞きいたします。

専決処分16号の病院関係のこと、だいたい分かりました。それで、分かりやすい形、それから経理の処理の仕方、例えばこれは全部適用ではございませんけれども、一部適用のところでは、会計上のバランスシート上についても、福祉施設と思われるものがきちっと分かれているという処理をしているところもございます。そういうご努力をぜひしていただけないかなというふうに考えておりますけれども、ご意見をご回答いただきたいと思います。

それから、専決処分条例の20号のところの公益法人についてです。そうしますと、東総文化財センターは、一応100分の100の法人と規定するけれども、年度末に入ると。残りの三つのところは、そういう形では入ってこない、そういうふうに理解しておいてよろしいでしょうか、ご回答いただきたいと思います。

それから、100号のところで、ちょっと担当課長からお問い合わせがあったんですが、過去に1市3町が同様の条例を持っておりましたが、それで該当したところは幾つかありましたかという、それだけお答えいただければ結構です。よろしくお聞きいたします。

あと157号の関係では、聞くとところによると、何か超過勤務その他のことで銚子の監督署からそのような指導があったということですが、給与や就業規則などのことについては、それらの点があったのかなかったのかだけで結構ですからお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫君） 病院関係の再々質疑ということでございますが、16号の関係で分かりやすい形ということで、今、ご提言がございましたけれども、先ほど申し上げましたように、なるべく皆様のご審議に際して分かりやすいような形で工夫をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、157号の関係で、超過勤務等についての指導の話ということでございますけれども、年末の特別出勤日といいますか、いわゆる暮れの年末の勤務日に対する手当についての差額を支給せよというような内容のものがございました。それで、1年度分については既に支給済みでございますけれども、なお、残る部分について、今、監督署の方と打ち合わせをさせていただいております。

それから、対処ということで、規定等の整備はどうなっているかということですが、今回、この7月1日に市立病院になったことを契機に所要な措置を既に講じてございます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田雅男君） 公益法人の関係でございますが、福祉協議会、福祉協会、シルバー人材センター、この三つにつきましては、運営補助金としてそれぞれ各協議会等へ流して、そちらの予算から払うと、そういう形をとっています。

○議長（林 正一郎君） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博君） 条例100号の関係なんですけれども、旧市町村においては、過去に該当するものがございました。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 正一郎君) 質疑なしと認めます。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○66番(松木源太郎君) 議案第2号 旭市指定金融機関の指定の専決処分の承認について
何点かご質疑申し上げます。

地方自治法235条ないし地方自治法施行令168条に基づいて地方自治体の指定金融機関を指定して、議会の承認のもとに指定することになっております。今回は、ご存じのように、専決処分で行われたわけでありまして。専決処分でない場合には、指定する以前に、どういう内容、どういう条件かということをお我々議会が執行部にたずねて、それがいいか悪いかの議論をできるところでありますけれども、今回は特別な事情によって専決処分されて、7月1日から指定金融機関がその仕事に当たっているという経過が出てきたわけです。

そこで、本来であれば、この議会ですらいろいろと事前に聞いておかなきゃならないことを幾つか聞きたいと思っております。

まず、契約の内容であります。契約の内容というのは、恐らく今回の千葉銀行の全体、本店なのか支店なのか、いろいろなことがこの契約にはあると思います。それから、その手数料についてはどういうふうになっているかということと、それから、本庁舎に派遣する派遣の職員なんかも契約でもって決められていると思います。従前と同じような人員ではないかと思っております。

また、指定金融機関のATMが、7月1日から、今までの指定金融機関と変わって稼働し始めました。この契約は、どういうふうに行われたのかということも聞きたいと思っております。

それから、もう一つは、指定金融機関を指定する場合には、当然、担保の提供その他の問題があります。これらの条件をどのような形でクリアし、どの程度の担保を要求したか、年間の取り扱い資金量の問題があると思っておりますので、そこら辺のことをお聞きいたしたいと思っております。

それから、指定金融機関についての問題については、恐らく公営企業においても同じ指定金融機関でないかと思っております。公営企業の中でも、水道事業、国民宿舎事業についてはそうだと思いますけれども、地方自治法の地方公営企業法の全部適用をしている旭市立の旭中央

病院につきましては、別の機関を指定しているようであります。これはどのような形で
もって、どういう経過でもって、法律上、こういうことができるのかということをお答えい
ただきたいと思います。

次に、従前の旧旭市におきましては、合併前の旭信用金庫、合併後は銚子信用金庫、この
金融機関が指定金融機関でございまして、特に旭信用金庫時代には、いわゆる縁故債という
もののほとんどを旭信用金庫によって引き受けていただきました。これは、旭市の市債の4
割近くに達する金額でございました。金利的にも有利であり、地元ということで大変市の事
業を行うには助かっていたわけでありますけれども、千葉銀行においては、これらの点につ
いてはどのような配慮がされるということになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 松本源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊君） お答えいたします。

まず、1点目の指定金融機関の契約の内容についてでございますけれども、これは全部で
22条の契約を取り交わしております。契約の相手方は、千葉銀行の本店の方、頭取でござい
ます。

（「本店ですか、ただ千葉銀行ということですか」の声あり）

○財政課長（高埜英俊君） 正確に申し上げます。

株式会社千葉銀行、取締役頭取ということになっております。

次に、条文の内容でございますけれども、まず、第1条が公金取り扱いの原則、それから、
第2条が取り扱い店舗の範囲ということで、ここで千葉銀行の本支店及び出張所というふう
に記載してございます。それから、取り扱い事務の総括店舗は旭支店となります。

それから、第3条が派出所の設置等、第4条が公金取り扱い時間、この中で、派出所の取
り扱い時間が……。

（「もっとマイクを離してください」の声あり）

○財政課長（高埜英俊君） 派出所の取り扱い時間が、午前9時から午後4時までと規定して
あります。

それから、第5条から第8条までは、公金の管理方法などについての規定です。

それから、第9条から第12条までが、収納代理金融機関に関する規定です。

それから、第13条、これが事務に要する経費で、別途定めるということになっております。これについては後ほど説明いたします。

それから、第14条が担保の提供、これも後ほど説明いたします。

それから、第16条が損害の賠償ということになっております。

それから、少し飛びまして、第21条、これが契約機関ということで、平成17年7月1日から平成18年3月31日までということになっておりまして、2か月前までに申し出がなければ、1年単位で自動延長という形になっております。

それから、先ほど13条のところで、別途定めるということでありましたが、経費負担については協定書を交わしております。職員の派遣費用、それからATM、これにつきましては、千葉銀行の負担でございます。市が支払うものとしたしましては、場所は用意いたしますけれども、手数料としたしまして、市税等の収納に関して1件当たり税抜き10円ということでございます……。

（「幾ら」の声あり）

○財政課長（高埜英俊君） 税抜き10円です。ですから、従前の1市3町の条件をそのまま引き継いでいただいているという形になります。

それから、指定金融機関の指定の条件でございますけれども、これは地方自治法の規定にございまして、担保を徴するということになると思います。これは、契約書の第14条で400万円というふうに定めてあります。これは算定の方法にはいろいろあるようでございますけれども、類似の市の先進事例を参考にして交渉した結果、このようになりました。はっきり申し上げますと、実はここの部分はちょっと譲った部分でございます。先ほどご説明いたしましたように、派遣の条件とか手数料とか、従前のままかなり有利な条件でやっていただいておりますので、ここの部分は多少譲ってもいいかなと思いました。

それから、病院関係の金融機関については、後で病院の方からお答えすると思います。

それで、最後に縁故債の関係になりますけれども、銀行等引受債ということで、ご指摘のように、旧旭市の場合には、指定団体がほかにありませんでしたものですから、1対1の関係でございましたので、かなり有利な条件で起債を引き受けていただきました。そういうこともありまして、かなり縁故債が膨らんだという事情がございます。今回の場合はどうかということでございますけれども、今年度の起債についてはまだ検討する時期ではございませんので、まだでございますけれども、先ほど申し上げましたとおりに、かなりいろいろな面で条件的に優遇していただいておりますので、まず千葉銀行を中心に交渉を進めたいというふ

うに思っておりますけれども、今までどおりにはなかなか、ほかの団体との兼ね合いがありますので難しいだろうと思っております。そういうものを考えまして、これも条件次第ということになりますけれども、見積もり合わせとか、いろいろな選択肢を考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎君） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫君） 病院関係のご質問にお答えを申し上げます。

病院につきましては、地方公営企業法の第27条、それから同じく地方公営企業法施行令の第22条の2から第22条の5までに規定がございますけれども、出納取扱金融機関という名称の制度ございまして、これにつきましては、地方公共団体の長の同意を得て指定することになっておりますので、今回は市長職務執行者の同意をいただいて、病院といたしましては千葉興業銀行を指定をしたところでございます。

これにつきましては、なぜということですが、従来から千葉興業銀行をメインの金融機関ということで取引といたしますが、そういう形で行ってまいりましたので、そういった従来の経緯を尊重して指定をさせていただいたと。一つには、やはり一番大きな理由というのは、病院にとりまして興業銀行のサービスがよいということ、それから、職員と銀行員との間の信頼関係といいますか事務の便宜とか、そういったものを考慮いたしまして千葉興業銀行ということで指定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、お答えいただいた点からなんですけれども、契約の内容は、また後で情報公開その他、書類を見せてもらえばだいたい分かりますので、今のお話でよく分かりました。担保などについても、いろいろなサービス面から一定の金額でおさめたということであると思います。

しかし、市債の問題については、そうしますと、今までと変わる点がかなり出てくると思います。指定金融機関が変わることによって、市債の縁故債の金利がかなり上がるということになると、市の財政運営にも大きな影響があると思います。

財政課長に聞きたいんですけれども、縁故債を発行する場合に、いわゆる新市の場合にはどういうシステムを今考えているのか。今までは指定金融機関にご相談すれば発行できまし

たけれども、公募するとか、いろいろな方法があると思います。大変苦勞があると思いますけれども、そこら辺のところ、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

そこで、指定金融機関については、先ほど話がありましたように、収納代理金融機関を指定金融機関とご相談して決めるわけです。これが、どのようなところが今なっているかということをお聞かせいただきたいと思います。

合併前には、指定金融機関は銚子信用金庫、それからちばみどり農業協同組合であり、また、一つの町においては、指定代理金融機関が千葉銀行でありました。それから、収納代理金融機関につきましては、恐らくこの地域にある銀行ほとんどだったと思いますけれども、これは変わらないと思いますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

それから、収納代理郵便官署についても同様だと思います。ただ、郵政民営化問題が今ありますので、例えば、従来は収納代理郵便官署については関東郵政局でしたけれども、今は日本郵政公社ということになるのか。また、日本郵政公社になった場合に、問題が一つあるんですけれども、特定郵便局と簡易郵便局では扱いが違う。簡易郵便局では税金が払えないという問題が今出ているわけですが、これをどう補てんするか。つまり1市3町の中でこれだけ広くなると、旭市の収納事務にかかわることは、そういうところが全部できるようにしなければいけないと私は思うんです。これらについては、この指定金融機関を決めるに当たってどのような検討がされ、配慮がされたかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎君） 再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊君） お答えいたします。

まず、1点目の縁故債、銀行等引受債の関係でございますけれども、いろいろな選択肢を勉強しなければならないだろうということは、ご指摘のとおりでございます。私の方も、ミニ公募債ですか、そういったものもできないかなということで研究したいと思っております。そういうふうにしませんと、なかなかこれから有利な条件で、あるいはまちづくりに市民の皆さんが直接参画できる形での起債というものができませんので、そういうものも検討していきたいと思っております。

それから、2点目の収納代理金融機関でございますけれども、八つ指定してございます。順次申し上げます。株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、株式会社茨城銀行、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ちばみどり農業協同組合、かとり農業協同組合、千葉県信用漁業協同組合連合会でございます。八つでございます。これらは、基本的に旧1市3町の収納

代理金融機関を引き継いだものでございます。

それから、収納代理郵便局の方でございますけれども、これは合併しましても状況は変わりませんで、確かに簡易郵便局の場合には制限があったと思いますけれども、それらについては、今後、検討したいというふうに思います。

以上です。

（「了解しました」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 松本源太郎議員の質疑は終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 議案第3号は質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 議案第4号は質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、ご登壇願います。

（66番 松本源太郎君 登壇）

○66番（松本源太郎君） 私は、日本共産党旭市議団5名の議員を代表して、この今回提案された第1号議案 旭市役所の位置を定める条例ほか160件の条例の専決処分の承認について、議案第2号 旭市指定金融機関の指定の専決処分の承認について、2議案について討論いたします。

討論の基本は、賛成でございます。この2議案いずれも議案につきましては、賛成せざる

を得ないものであります。

しかし、今回、新市発足のためとはいえ、議案第1号につきましては、161件もの条例専決を1議案として提出され、その中には、賛成しかねる議案が幾つもありますことは、今、質疑の中でも明らかになったところであります。

例えば、専決処分条例第15号、旭市個人情報保護条例であります。この条例は、合併前の旭市、飯岡町にはありましたが、海上町、干潟町にはありませんでした。干潟町は、本年3月、定例会で制定、海上町は、電子計算機処理に係る個人情報の保護条例でありました。

本年4月から、個人情報保護法が施行され、あらゆる地方自治体が、この法のもとに個人情報の保護について条例などで個人情報の保護をすることになりました。本来、個人情報の開示のための手数料は無料とすべきものでありますが、条例33条で、病院事業にかかわるものは1件300円、口頭によるものは1時間3,000円と有料であります。

個人情報保護条例に基づく開示というのは、個人が、本人の情報が間違っていないかどうかを知るための開示でありますから、情報公開の手数料とは違うわけであります。これらを有料にしたということは、私は間違えだと思えます。これは専決処分条例の第158号、病院の手数料の中でもって記載されているところであります。

また、今回の専決処分条例第15号、旭市個人情報保護条例の際に突然このことが出てくる。つまり本年の4月から6月までは、この期間に個人情報保護のための本人の情報を知るための申請が病院で行われた場合には、条例がなかったから無料だったはずであります。これが3月議会でもって条例がつくられていたのであれば、問題が無い部分はあると私は思いますけれども、突然専決処分が出てくるということは承服できない、このことを申し上げてきたいと思えます。

専決処分条例第16号についても同様な問題があるわけですが、定数はなぜ決められるのか。定数については、恐らく自治体が野放図に人をふやさないためだと思いますけれども、それについての考え方については、確かに1市3町の人員を集めると、条例はかなり多くなるわけですが、絞って現数に合わせたような形でもってつくられているということを指摘しておきたいと思えます。

専決処分条例第99号、旭市環境美化推進に関する条例についても、干潟町にのみあった条例ですが、空きかん、吸い殻の散乱防止、飼い犬のふん放置等の防止、自動車の放置防止、空き地の適正な管理、これは必要なことだと思います。専決処分でもって即時施行に必要があったのかどうか疑問なのであります。現に第12条関係で命令違反の罰金が科せられてい

ますけれども、これが過料になる。6月30日に決まっていれば、新しい市において十分に議論できたものであります。罰金も過料となり5万円に減額して専決処分して、つまり事務局が議会にかわって新しい条例を勝手に制定したと言われても仕方のないことを専決でやってしまったということでもあります。

専決処分条例第108号、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例についてありますが、委員の定数についても同様でありますけれども、選挙区を五つに分けたことであります。農業委員会の役割は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の六つの事務であります。その中でも、現在一番必要なのは、農業振興計画の樹立やその他農業振興のために実施、推進するための計画議論、このことが今一番求められているのではないかと思います。農地の確認などは、事務部局を増やせば何とか手が足りるものだと思います。つまりその観点からは、中選挙区での公選による農業委員の選出は不適切であり、どうしてもこのことは反対しなければならないということになるわけであります。

さて、先ほど申し上げました専決処分第16号の定数条例でありますけれども、病院の問題につきましては、事業部長からご説明があり、今後、予算等においても明確になるということをご期待しておきたいと思っております。

専決処分条例第20号の公益法人への職員の派遣等に関しましても、その趣旨はよく分かるものでありますけれども、指定する団体についての基準、これをもう少し明確にしておいていただきたい。全県的な財団法人に人を派遣する、確かに給与は返ってくるようではありますが、なぜそういうことがいつまでもやられるのかということについては、十分なご回答がなかったというふうに思います。

専決処分条例第29号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例であります。区長制度の報酬から委託へいくということではありますけれども、これらの点については、合併協でも十分に結論が出ていなかった。この問題については時間がかかるようではありますけれども、これは非常勤の職員の報酬に関する専決処分の説明のときに、三つの町でもって報酬制度をとっていたわけですから、補足説明で十分にこの点を理解するように説明すべきものだったと思います。

次に、専決処分条例第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例であります。この中で、定数の問題がやはり出てきますけれども、一般職の給与については、職員組合からのご要望があり、その中身もはっきりいたしませんけれども、これから職員の給与に関しては、行政職1、2、統合されて一つになりましたけれども、この運用については、これからしっかり

と給与表の問題も含めてやっていく必要があるということを専決条例の議論の中で感じました。

専決処分条例第58号、旭市国民健康保険税条例であります。この国民健康保険税条例は、平成17年、2005年度は、合併する前の課税のままであります。しかし、飯岡町、海上町は、結局、合併するために限度額や税率を上げざるを得なかった。つまり町民には、合併のために負担を強いてきた条例であるということを指摘しておきたいと思います。

専決処分条例第60号、旭市使用料及び手数料に関する条例と、専決処分条例第119号、旭市法定外公共物管理条例とのかかわりであります。

従来、町においては、法定外公共物は無料でご利用いただいたそうであります。今度の条例によって有料になるということであります。そのように取り計らっていただきたいし、特にこの法定外公共物の確認については早急に行って、市民の財産として十分に活用するようにしていただきたいと思います。

次に、専決処分条例第92号であります。旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例についてであります。旧1市3町の条例より条項が増えまして、一般廃棄物処理業の解釈によっては、市が許可することができるような規定に見られるようになります。旧東総塵芥処理組合の（一般廃棄物収集、運搬業の許可）等の継続であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、一般廃棄物処理業は、同法第8条の一般廃棄物処理施設を持たない処理業であります。収集、運搬だけの許可が市に与えられているものだというふうに解釈すべきです。

本年1月に、旧干潟町が許可してしまった処理施設は、違法な許可であったのであります。町がなくなる前に取り消し通知を業者に出しましたけれども、損害賠償などの訴えが生じた場合には、新旭市が継承しなければならないことになるという重大な問題が、今、起こっているわけであります。

次に、専決処分条例第155号、旭市病院事業の設置等に関する条例であります。

合併協議会において、附帯3事業の予算規模が、病院事業本体に比して小さいから、公営企業本体の病院事業の附帯事業でよろしいと総務省のお墨つきをもらったということで、今回、条例で、①養護老人ホーム東総園、②特別養護老人ホーム東総園、③ケアハウス東総園の3施設が公営企業会計に組み込まれました。暫定予算の説明で、3事業の増加に伴う資産、負債等の増加額も明らかにされましたが、本来、公営企業会計がなじまない3事業を無理に公営企業会計に入れるため、従来の財政調整基金は現金で保有し、自己資本勘定に算入するなど、不自然な会計処理とならざるを得ないのであります。ましてや累計償却額や年度の償

却額など、再計算が十分にできなかったのではないかと疑問を私は呈します。公営企業法の適用事項に基づいてやったといっても、それは推計と同じであります。最も肝心な点は、処置費や介護保険料収入で賄われる事業は、剰余金が出れば、次年度以降、利用者に還元するか職員の労働条件改善などに回すべきものを、自己資本の増加として保有し続けることになるのであります。これら３事業とともに、介護老人保健施設シルバーケアセンター、看護専門学校等も、本来、特別会計で実施すべき事業ではないかというふうに考えるものであります。

議案第２号 旭市指定金融機関の指定の専決処分の承認についてであります。

指定金融機関は、支店が市内に１か所しかない、こういうところに指定したわけであります。収納代理金融機関は八つ指定されました。広くなったわけでもありますけれども、税の納入等ができるこれらの収納代理機関などについては、もっと配慮がされるべきではないかと思います。特に収納事務取扱官署、いわゆる日本郵政公社の簡易郵便局では、税が納められないという事態が起こると思います。また、民営化論議がされておりますから、どこでも収納できる、つまり税金が納められるということの配慮が、指定金融機関の指定の場合には必要だと思います。税等の収納率の向上等を期する上からも、夜間も開設しているコンビニエンスストアなどの取り扱いの検討や、また、指定金融機関の指定の際、あえて付言するのであれば、縁故債についても結局高い金利にならざるを得ないということでもあります。これらの問題については、他の方法を十分考えたいというご答弁がありましたけれども、これらの点から、ぜひ指定金融機関の協力を得て、縁故債などの発行についても有利な条件がされるよう、ご努力願いたいことを討論でもって申し加えておきます。

以上です。

○議長（林 正一郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 討論を終わります。

これより議案第１号から議案第４号までの４議案について採決をいたします。

議案第１号 旭市役所の位置を定める条例ほか160件の条例の専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎君） 全員賛成。

よって、議案第１号は承認することに決しました。

続いて、議案第2号 旭市指定金融機関の指定の専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎君) 全員賛成。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

続いて、議案第3号 旭市土地開発公社定款の一部を改正する定款の専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎君) 全員賛成。

よって、議案第3号は承認することに決しました。

続いて、議案第4号 旭市固定資産評価員の選任について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎君) 全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

議会運営委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時31分

○議長(林 正一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(林 正一郎君) 本日、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条の2第3項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第98条第2項の規定に基づき、平成17年12月31日まで閉会中の継続審査とする申し出がありました。申出書はお手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（林 正一郎君） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議会運営委員会委員長の申し出の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（林 正一郎君） 説明を求めます。

委員長、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 松木源太郎君 登壇）

○議会運営委員長（松木源太郎君） それでは、閉会中の所管事務調査申出書についてご説明いたします。

議会運営委員会の所管は、議会運営が主でございます。定例会、臨時会の開会に向け、事前にこの委員会を開催し、日程等内容の協議を図っているところでございます。これは、定例会等の前に開催していますので、議会の閉会中に議会運営委員会をとり行うこととなります。委員会の開催は、他の常任委員会と同様に原則議会の会期中に開会できるものであります。閉会中に開催するためには、その調査案件を付し、議会で閉会中の継続審査とする旨の了承をいただく必要がございます。

このことから、閉会中に議会運営委員会を開催できるよう申し出を行い、本会議で所定の手続をお願いするものでございます。

別紙の私から議長あての申出書をご覧いただきたいと思います。

以上について、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（林 正一郎君） 説明は終わりました。

おはかりいたします。地方自治法第109条の2第3項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、平成17年12月31日までの閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 明智議員。

○31番（明智忠直君） 今、議会運営委員長から議長あてに申出書が提出されましたけれども、閉会中の継続審査ということで、議会運営に関することは協議して理想な議会運営をつくっていただくということは大歓迎でありますけれども、この中で、2番目の議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項の項目につきまして、暫定期間7月1日から12月31日までの、議会申し合わせ事項例規等検討委員会がございました。その中で、条例、会議規則は議会の全員協議会か何かで検討する、議会運営委員会に任せるのではなくて、全員協議会か何かで、議会の規則、条例等を検討する部分をつくっていただければ、その方が私はいいと思いますけれども、議会運営委員会が、会議規則、委員会に関する条例等を検討してもらうことは結構ですけれども、これは12月31日までという期限があるということで、12月改選旭市議会の本議会が開催されるまでに結論を出すということであれば、やはり全員の議員の中から委員を選んで、その会議規則、条例等を検討した方がよいと私は思いますけれども、2項につきましては、もう少し再度検討していただければと、そんなように思います。

よろしくをお願いします。

○議長（林 正一郎君） 議会事務局長、答弁願います。

○事務局長（来栖昭一君） それでは、私の方からご答弁申し上げます。

これは、すべて議会運営委員会の中で、会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について決めるということではございません。この中で検討してもらって、検討した結果はやはり全員協議会に諮って、説明して皆さんのご了解をいただく、こういう手順になります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 正一郎君） 明智議員。

○31番（明智忠直君） おおよその理解はしているわけですが、これまでの任期特例の中での申し合わせのことにつきましては、特別に委員を選出して検討してきたわけでありまして、そういうことが、本来、やはり議員の全体の意見を排出することからすれば妥当かなと私は思うわけでありまして、今、その発言をさせてもらったわけでありまして、

議会運営委員会でやったことは全員協議会でやるということであれば、それはまたその時にひとつ議論をしたいと思いますので、了解をしました。

よろしくをお願いします。

○議長（林 正一郎君） ほかにありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事務調査は、平成17年12月31日まで閉会中の継続審査と決しました。

◎日程第2 閉 会

○議長（林 正一郎君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて平成17年、2005年旭市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分